

中間市第2次地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

人、水、緑、みんなでつたえよう なかま



2022年3月

中 間 市

目 次

第1章 計画策定の背景と目的	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
第2章 計画の基本的事項	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画の期間	2
(3) 対象とする施設	3
(4) 対象とする温室効果ガス	3
(5) 計画の基準年度、目標年度	3
第3章 第1次計画の達成状況	4
(1) 温室効果ガス排出状況	4
(2) 各燃料等の詳細	5
(3) 第1次計画の評価と課題	7
第4章 温室効果ガス排出量の削減目標	8
(1) 二酸化炭素排出量の削減目標	8
第5章 温室効果ガスを削減する取組	10
(1) エネルギーの使用に関する取組	10
(2) 公用車の燃料使用に関する取組	10
(3) 省資源の推進に関する取組	11
(4) 廃棄物対策（3 R・4 Rの積極的推進）に関する取組	11
(5) 脱炭素に関する取組	11
(6) 公共工事に関する取組	11
(7) 職員が率先して取組む事項	12
第6章 計画の推進体制	13
(1) 推進体制	13
(2) 進行管理の方法	15
巻末資料	17
1. 中間市地球温暖化対策実行計画委員会設置要綱	
2. 点検調査票	

第1章 計画策定の背景と目的

(1) 背景

私たちの日常生活や事業活動に伴って排出される二酸化炭素等の温室効果ガスは地球温暖化を引き起こす大きな要因となっています。こうした温室効果ガス排出量の増加は、気候変動や生態系の変化等をもたらし、人類を含むすべての生物の生存基盤である地球環境に多大な悪影響を与えることとなります。

我が国は、1998年に「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）において、地方公共団体の事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減と吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地球温暖化対策実行計画）を策定し、その実施状況を公表することが義務づけられています。

また、2016年には、国の「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比26%削減することを国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

さらに同計画は、2021年3月に改訂され、2015年に合意されたパリ協定や2018年の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による特別報告書を踏まえ、2030年度までの温室効果ガス排出量の削減を加速させることとし、「2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ」を達成するべく、地方公共団体においても、温室効果ガス排出量の削減に向け、行政自ら率先した取組が求められています。

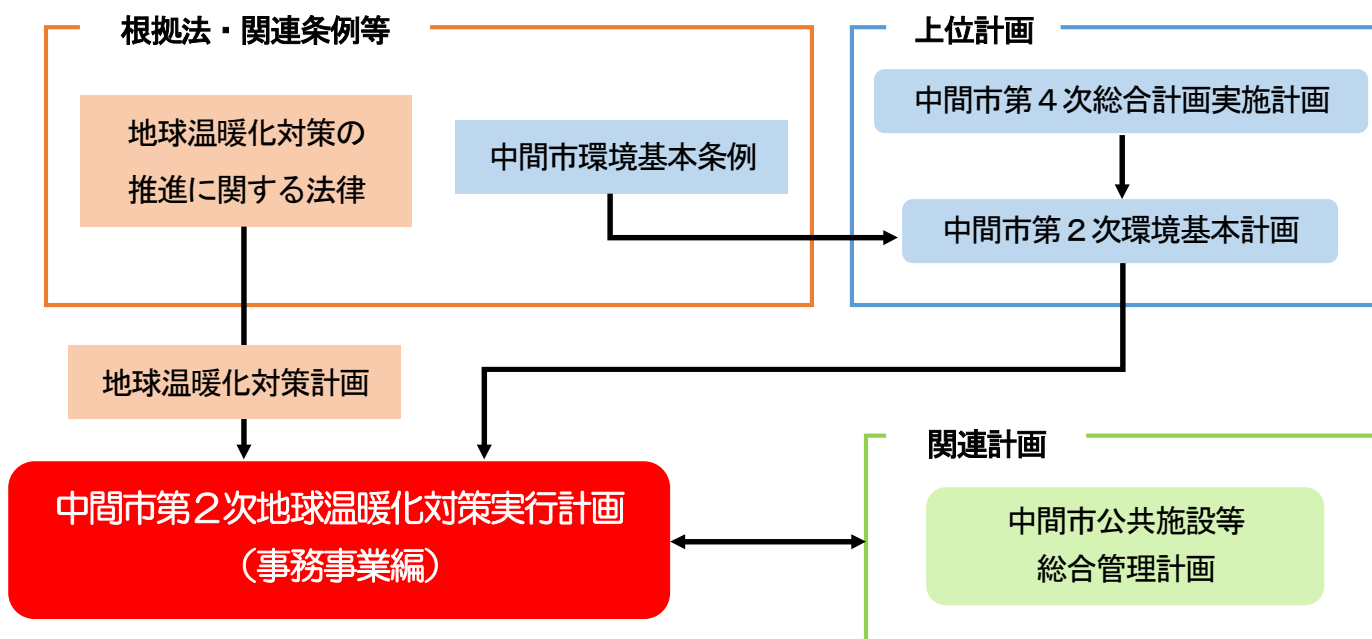
(2) 目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第8条第1項に規定する、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために政府が策定する「地球温暖化対策計画」に即して、同法第21条第1項の規定に基づき、中間市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けて様々な取組を行い、地球温暖化対策を推進することを目的とします。

第2章 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

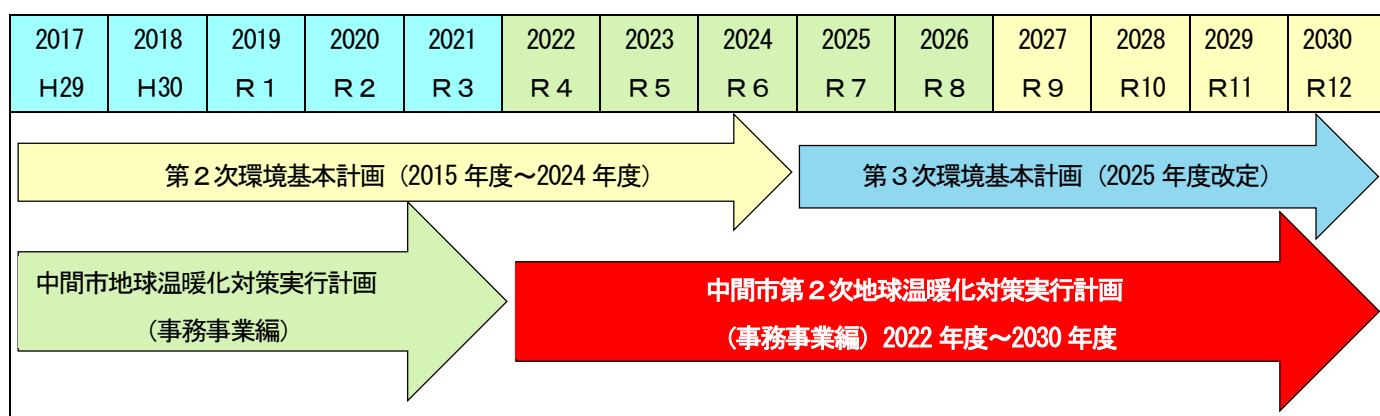
中間市第2次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、本計画）は、地球温暖化対策推進法第21条に基づく計画であり、地球温暖化対策の取り組みを市の事務・事業の中で率先して実行するための計画です。



計画の位置づけ

(2) 計画の期間

本計画の期間は、2022年度から2030年度までの9年間とします。ただし、地球温暖化対策に関する社会経済情勢の変化等に応じて、適宜、見直しを行います。



(3) 対象とする施設

本計画の対象とする公共施設は、次のとおりです。

※中間市立病院、旧・中央公民館、働く婦人の家は、令和3年3月末をもって廃止され、旧・子育て支援センターは、令和4年4月1日からハピネスなかまに移転となります。

対象とする施設一覧

1	中間市役所（本館・別館）	14	ジョイパルなかま庭球場
2	消防署	15	唐戸浄水場
3	保健センター	16	西部浄水場
4	さくら保育園	17	中間小学校
5	人権センター	18	中間東小学校
6	地域交流センター	19	中間西小学校
7	ハピネスなかま/福祉センター・子育て支援センター・生涯学習センター・中央公民館	20	中間南小学校
8	なかまハーモニーホール	21	中間北小学校
9	市民図書館	22	底井野小学校
10	さくらの里農作物直売所	23	中間中学校
11	親子広場リンク	24	中間東中学校
12	中間仰木彬記念球場	25	中間南中学校
13	体育文化センター	26	中間北中学校

(4) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項で対象となっている7種類の物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素）のうち、日本では二酸化炭素（CO₂）が全体の約9割を占め、地球温暖化への影響が大きいことが知られています。そのため、本計画の事務事業においては、二酸化炭素（CO₂）のみを対象とします。

(5) 計画の基準年度、目標年度

本計画の基準年度は、2013年度を基準年度とし、目標年度は2030年度とします。

第3章 第1次計画の達成状況

(1) 温室効果ガス排出状況

第1次計画では、2013年度を基準年度とし2021年度における温室効果ガスの排出量を基準年度と比べ10%（630 t-CO₂）の削減を目標に取組を推進しました。2020年度の二酸化炭素排出量は、2013年度（基準年度）比で11.5%減少しています。

なお、上記の削減目標と二酸化炭素排出量は、排出係数の変化を考慮しないものです。電力業界の低炭素化の取組を踏まえた実排出係数を用いると、2020年度の二酸化炭素排出量は、2013年度比で45.7%減少しています。

基準年度	目標	削減目標（2021年度）
2013年度	基準年度と比べ10%削減	630 t-CO ₂

現況 2020年度 基準年度比で11.5%削減 5,574 t-CO₂
 (2020年度の実排出係数を用いると45.7%削減 3,420 t-CO₂)

排出状況

(単位: CO₂)

種類	2013年度 (基準年度)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2020年度と 基準年度との 比較
電力	5,457	4,208	3,848	2,729	2,766	▲49.3%
ガソリン	131	118	110	102	88	▲32.8%
軽油	62	71	75	49	49	▲21.0%
灯油	66	29	29	31	22	▲66.7%
A重油	228	358	390	358	358	57.0%
LPG	58	69	65	62	56	▲3.5%
都市ガス	298	264	233	126	81	▲72.8%
温室効果ガス 総排出量	6,301	5,117	4,750	3,456	3,420	
基準年度と比較 した各年度の 削減率		▲18.8%	▲24.6%	▲45.2%	▲45.7%	

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

(2) 各燃料等の詳細

①電気の使用に伴うもの

すべての公共施設で電気を使用しており、節電対策、市役所（本館、別館）照明のLED化、空調設備の更新等により使用量が減少したと考えられます。

項目	2013年度 (基準年度)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
使用量 (kwh)	8,900,228	9,081,476	8,809,586	8,446,813	8,024,282
二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	5,457,480	4,208,479	3,848,156	2,729,160	2,766,192
削減率 (%)	—	▲19.4	▲26.3	▲47.7	▲47.0

②ガソリンの使用に伴うもの

公用車の台数削減や低燃費車への入れ替え、職員のエコ運転意識の浸透等により、ガソリン使用量が減少したと考えられます。

項目	2013年度 (基準年度)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
使用量 (ℓ)	56,158	50,806	46,840	44,094	37,779
二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	120,921	115,983	108,609	100,768	87,006
削減率 (%)	—	▲4.1	▲10.2	▲16.7	▲28.1

③灯油の使用に伴うもの

小中学校や一部の施設の暖房器具の燃料として使用していましたが、学校施設の空調設備の導入に伴い、灯油使用量が減少したと考えられます。

項目	2013年度 (基準年度)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
使用量 (ℓ)	26,417	11,544	11,647	12,285	8,876
二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	65,600	28,745	29,001	30,590	22,101
削減率 (%)	—	▲56.2	▲55.8	▲53.4	▲66.3

④軽油の使用に伴うもの

公用車（トラック・バス）の台数削減及びバス使用量の減少が軽油使用量の減少したと考えられます。

項目	2013年度 (基準年度)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
使用量 (ℓ)	24,122	27,508	29,000	18,874	19,160
二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	62,235	65,114	69,830	43,569	49,432
削減率 (%)	—	4.6	12.2	▲30.0	▲20.6

⑤A重油の使用に伴うもの

市立病院のボイラー設備の経年劣化により重油使用量が増加したと考えられます。

項目	2013年度 (基準年度)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
使用量 (ℓ)	84,000	132,000	144,000	132,000	132,000
二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	227,640	357,720	390,240	357,720	357,720
削減率 (%)	—	57.1	71.4	57.1	57.1

⑥LP ガスの使用に伴うもの

主に小学校及び消防署で使用していますが、使用量の制御によってわずかに減少していると考えられます。

項目	2013年度 (基準年度)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
使用量 (m ³)	8,938	10,625	9,911	9,544	8,536
二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	57,617	69,202	64,519	62,215	55,766
削減率 (%)	—	20.1	12.0	8.0	▲3.2

⑦都市ガスの使用に伴うもの

ハピネスなかま内の浴室の利用休止及び施設改修に伴う休館のため、都市ガス使用量が削減されました。

項目	2013年度 (基準年度)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
使用量 (m ³)	133,671	118,278	104,438	56,298	36,316
二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	297,108	263,114	232,897	125,545	80,984
削減率 (%)	—	▲11.2	▲21.6	▲57.8	▲72.7

(3) 第1次計画の評価と課題

①評価

第1次計画では、温室効果ガス排出量の削減目標を2021年度に2013年度比で10%削減する目標を設定しました。

これまでの取組により、2020年度における温室効果ガスの削減量は、2013年度（基準年度）との比較では、11.5%減となり、2021年度の目標値である10%削減の目標を達成できました。

また、電力業界の低炭素化の取り組みを踏まえた各年度の実排出係数を用いると、2020年度における温室効果ガスの削減量は、2013年度比で45.7%となり、第1次計画における2030年度の目標であった49%削減に近づいています。

※第1次計画の排出係数0.37 kg-CO₂/kwhに基づき算定した場合となります。

②課題

地球温暖化問題の重要性は国際的にも高まっており、2020年10月に国が「2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指す」と宣言し、新たに閣議決定された「地球温暖化対策計画」における中期目標として、2030年における温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことが掲げられました。

本市においても地球温暖化対策に貢献するため「世界首長誓約/日本」に署名、また、「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

このことから、本市は、「2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする」という目標を実現するために、様々な課題を乗り越える必要があります。

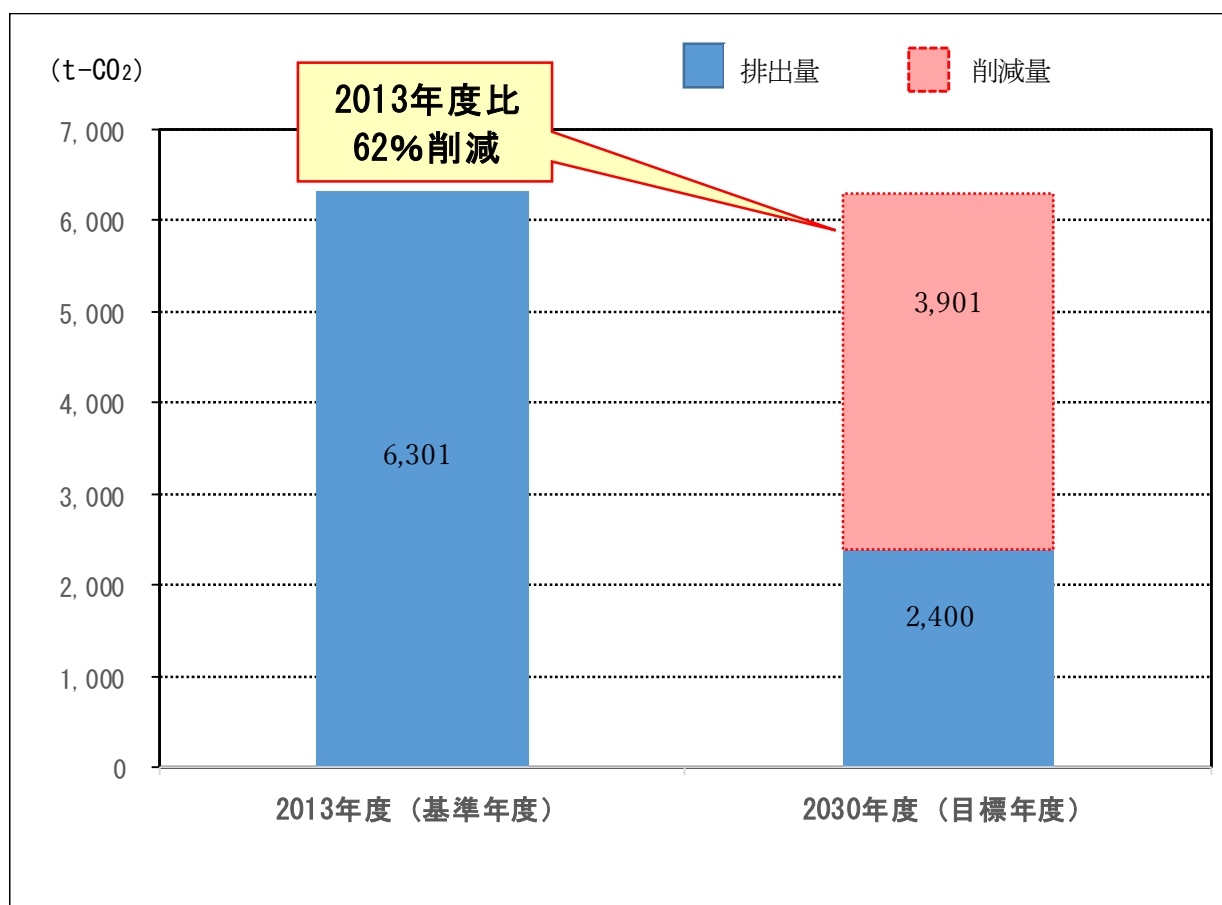
第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 二酸化炭素排出量の削減目標

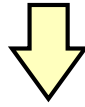
本計画のエネルギー起源、二酸化炭素排出量の削減目標は、2030年度までに2013年度比で62%削減することとします。学校施設の再編に伴う太陽光発電設備の導入、市有施設の省エネルギーの推進や太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入、脱炭素推進のほか、再エネ由来電力を積極的に取り入れ、排出量の多い市有施設などに低排出係数の電気事業者を採用していくことで、目標の達成を目指します。

◆温室効果ガス排出量の削減目標

	2013年度 (基準年度)	2030年度 (目標年度)
二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	6,301	2,400



2013 年度における温室効果ガス排出量 6,301t-CO₂



2030 年度における温室効果ガス排出量を、2013 年度比で

62%削減 (▲3,901t-CO₂)

2013 年度比で 62%削減

※削減目標は、中間市における事務・事業を対象としたものです。公共施設の新設・改築や廃止、設備の導入等により事務・事業に大きな変更が生じた場合は、必要に応じて削減目標の見直しを行います。

第5章 温室効果ガスを削減する取組

中間市の事務及び事業等から排出される温室効果ガスの削減を目的に以下の取組を推進します。

(1) エネルギーの使用に関する取組

項目	具体的な取組
照明	昼休みや時間外など、不必要な照明を消灯する。
	通路、階段などの共有部分で、通行に支障のない場所は点灯しない。
	自然光で必要照度が得られる場合は、照明の使用を控える。
	トイレ、給湯室等の照明は、不必要時は消灯する。
空調	空調の温度は、冷房28℃、暖房は20℃に設定する。
	空調フィルターを定期的に清掃、点検する。
	冷房効率を上げるため、ブラインド等を活用する。
	使用していない部屋の空調を停止する。
電気機器	パソコンの電源設定でシステムスタンバイを短い時間に設定する。
	コピー機等電気機器類の節電・待機モードを活用する。
	退庁時にコピー機の電源を切る。
	省エネルギーのためにノー残業デーを実施する。
	退庁時は、コンセントからプラグを抜き、待機消費電力を少なくする。

(2) 公用車の燃料使用に関する取組

項目	具体的な取組
公用車の使用	合理的な走行ルートを選択する。
	エコドライブ・アイドリングストップを推進する。
	タイヤの空気圧調整を定期的にする。
	公用車は適正な台数に抑える。
	無駄な荷物を積んだままにしない。

(3) 省資源の推進に関する取組

項目	具体的な取組
用紙類の使用量の削減	両面コピー及び使用済裏紙の適切な再利用に努める。
	使用済みコピー用紙、使用済み封筒の再利用に努める。
	コピー用紙は再生紙を購入する。
	会議資料等は、簡素化を図り、ページ数や部数を必要最小限にする。
	庁内 LAN を活用した共有文書・資料の電子情報化を推進する。

(4) 廃棄物対策（3R・4R積極的推進）に関する取組

項目	具体的な取組
廃棄物対策の推進	容器又は包装は再利用する。
	使用済封筒やファイリング用品などを再利用する。
	資源回収ボックスを利用する。
	プリンターのトナーやカートリッジを分別回収しリサイクルする。

(5) 脱炭素に関する取組

項目	具体的な取組
脱炭素に関する取組	公共施設の再エネ電気への切り替えに努める。
	公共施設を大規模改修する際には、LED 照明、省電力空調機器の導入に努める。
	太陽光、蓄電池の設置を推進する。

(6) 公共工事に関する取組

項目	具体的な取組
公共工事に関する環境配慮	省資源及び省エネルギー化の設備の整備に努める。
	公共工事の施工等において、騒音、振動の発生制御、大気汚染等の防止に努める。
	建設廃棄物などの適正処理を発注者として確認する。
	新エネルギー設備の整備に努める。

(7) 職員が率先して取組む事項

項 目	具体的な取組
職員が率先して取組む事項	クールビズ・ウォームビズを実施する。
	通勤にはなるべく徒歩・自転車や公共交通機関を利用する。
	ノーマイカー通勤等の取組を実施する。
	エレベーターの使用を最小限にし、階段を利用する。

第6章 計画の推進体制

(1) 推進体制

①中間市地球温暖化対策実行計画委員会

中間市地球温暖化対策実行計画委員会設置要綱に基づき設置した組織で、副市長、部長級職員及び財政課長で構成します。地球温暖化対策実行計画推進委員長は、副市長とします。

中間市地球温暖化対策実行計画委員会（以下、「委員会」）は、計画の策定、見直しを行うとともに、計画の策定後には、進行管理を行います。計画の実行において、中間市地球温暖化対策実行計画推進委員及び各課推進委員は、具体的取組項目の職員への周知と推進を図るとともに、定期的実施状況を把握し、事務局に報告します。

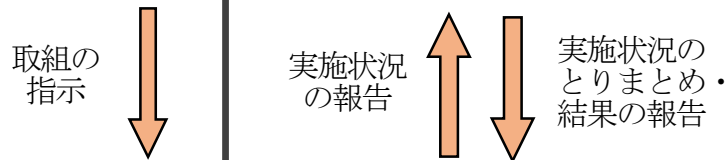
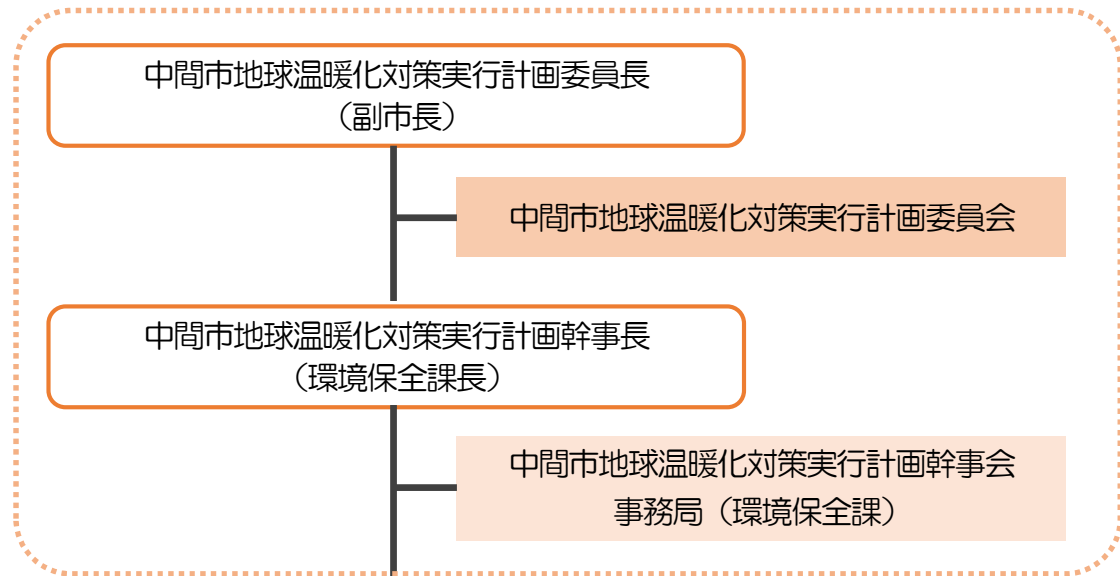
②事務局（環境保全課）

事務局は、推進委員の報告を踏まえて計画の実施状況のとりまとめ等を行うとともに、委員会の開催・運営を行います。

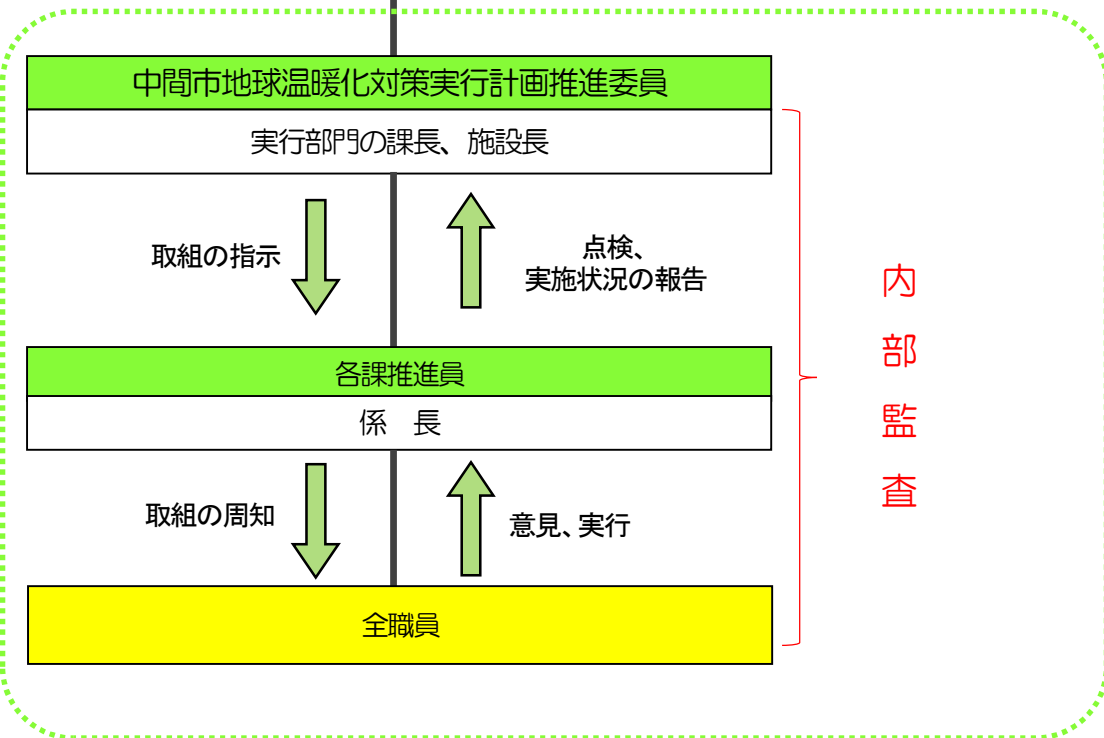
③進捗状況

計画目標の進捗状況をホームページにて毎年度公表します。

<管理部門>



<実行部門>



(2) 進行管理の方法

計画の進行管理は、①計画の策定 (Plan)、②計画の実行 (Do)、③実施状況の点検・評価 (Check)、④計画の公表・見直し (Action) という、PDCA サイクルによる進行管理を行っていきます。

① 計画の策定 (Plan)

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するための取組内容等の作成と体制の確認を行います。

② 計画の実行 (Do)

各課推進員及び職員は、推進委員の指示に基づき、「具体的な取組」に示された事項を着実に実施します。また、職員意識を啓発し、計画を効果的に推進するために、情報提供や研修などを実施します。

<職員への情報の提供>

事務局は、計画内容の周知徹底を図るために、職員への情報提供を行います。

職員への情報提供

提供方法	提供内容
・庁内 LAN	・計画の内容 ・取組の項目 ・エネルギー使用量の推移 ・削減目標の達成状況 など

③ 実施状況の点検・評価 (Check)

各課推進員は、「点検調査票」(資料編参照)を用いて各施設のエネルギー使用量(毎月)と、各課の取組の実施状況(年1回)を把握し、推進委員に報告します。

事務局は推進委員の報告を踏まえて、市全体の実施状況を取りまとめます。

中間市地球温暖化対策実行計画幹事長(環境保全課長)は、事務局からの報告を踏まえて、各課や施設における計画の実施状況を総括した結果を委員会において報告し、点検・評価を行います。

実施状況の把握

項目	調査担当課	調査回数
電気・燃料使用量	施設・車両を管理する全ての課	毎月
取組の実施状況	関係各課	年1回

④ 計画の公表・見直し (Action)

<計画の公表>

事務局は、計画の内容及び実施状況を広報紙や市のホームページをとおして一般に公表します。

計画の公表

項目	公表時期	公表方法
計画の内容	計画の策定・改定時	ホームページ
二酸化炭素の総排出量削減目標の達成状況	毎年1回	
取組の実施状況	毎年1回	

<計画の見直し>

継続的な改善を図りつつ地球温暖化対策を推進していくために、点検結果や推進状況を踏まえて、目標年度である2030年度には計画の見直しを行います。

また、公共施設の新設や改築、設備の導入等により大きな変更が生じる場合は計画の見直しを行うものとします。

巻末資料

1. 中間市地球温暖化対策実行計画委員会設置要綱

中間市地球温暖化対策実行計画委員会設置要綱 (平成 28 年 10 月 26 日告示第 159 号)

(設置)

第 1 条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 21 条の規定に基づく中間市地球温暖化対策実行計画(以下「計画」という。)の策定及び推進を総合的に行うため中間市地球温暖化対策実行計画委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の効率的推進に関すること。
- (3) 計画の進行管理及び関係部局との連絡調整に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、計画の策定及び推進に必要な事項に関すること。

(委員)

第 3 条 委員会の組織は、別表 1 に掲げる職にある者で構成する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は副市長をもって充て、副委員長は環境上下水道部長及び総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員会を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、環境上下水道部長、総務部長の順でその職務を代理する。

(委員会の会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 議長は、必要と認める委員以外の者を委員会の会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提供を求めることができる。

(幹事会)

第 6 条 委員会の事務を補佐するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織は、別表 2 に掲げる職にあるもので構成する。
- 3 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は環境保全課長をもって充て、副幹事長は総務課長をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 前条の規定は、幹事会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会の会議」とあるのは、「幹事会の会議」と同条第 1 項中「委員長」とあるのは、「幹事長」と、同条第 2 項中「委員以外の者」とあるのは「幹事以外の者」と読み替えるものとする。

(幹事会の協議事項)

第7条 幹事会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画策定及び推進に必要な情報の収集、整理及び提供に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画策定及び推進において必要な事項に関すること。

(報告)

第8条 委員長は、委員会の会議の内容を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会及び幹事会の庶務は、環境上下水道部環境保全課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月26日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第88号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

副市長
環境上下水道部長
総務部長
市民部長
保健福祉部長
建設産業部長
教育部長
消防長
財政課長

別表2 (第6条関係)

環境保全課長	
総務課長	
環境上下水道部	1名
総務部	1名
市民部	1名
保健福祉部	1名
建設産業部	1名
教育部	1名
消防本部	1名

温室効果ガス排出量調査票

- 施設名： _____
- 記入部署名： _____
- 記入者名： _____

2.点検調査票

<記入上のお願い>

- 施設に該当するものは、「該当」欄に○を付けてください。
- 緑の網掛けセル(■)に入力をお願いします。
- 使用量は、実績を年度別・月別に入力してください。
- 月別値が把握できない場合は、「年間」欄に年間値を入力してください。
- 九州電力以外の事業者から電気を購入している場合には、電気使用量(〇〇)の部分に事業者名を入力してください。
- 液化石油ガス(LPG)は、請求書等に表示されている単位を選択してください〔kg〕か〔m³〕。
- 所定の項目以外に使用している燃料があれば、「追加項目」に燃料種、単位、使用量、用途を入力してください。

■点検調査表①(電気・燃料使用量調査)

調査項目	単位	使用量(平成28年度)																
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間				
電気使用量(九州電力)	kWh																	0.0
電気使用量(〇〇)	kWh																	0.00
燃料使用量	ガソリン	L																0.00
	軽油	L																0.00
	灯油	L																0.00
	液化石油ガス(LPG)	kg																0.00
	都市ガス	m ³																0.00
(追加項目)	A重油	L																0.00
	BC重油	L																0.00
																		0.00
																		0.00
																		0.00

公用車の年間走行距離等調査票

・記入部署名： _____
 ・記入者名： _____

＜記入上のお願い＞
 ・年間走行距離を入力してください。
 ・燃料の種類が間違っている場合は修正してください。

No.	車両ナンバー	メーカー名	車名	自動車 区分※1	年間 走行距離 (km)	燃料の 種類	初度登録	車検 有効期限	低公害車 区分
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

■点検調査表②(公用車の走行距離等調査)

区分	具体的な取組	① （ほぼ100%実施している）	② （70%実施している）	③ （30%実施していない）	④ （0%実施していない）	⑤ 該当しない
	<p>コピー用紙は、再生紙を購入する。</p> <p>トイレットペーパー等の衛生紙は、再生紙が使用されている製品を購入する。</p> <p>印刷物を発注する際は、原則として古紙配合率が高くかつ白色の低いものを指定する。</p> <p>印刷は、可能なものは再資源化が容易な非塗工紙を使用する。</p> <p>電気製品を購入・更新する際は、エネルギー消費効率の高い製品を選ぶ。</p> <p>適正規模の電気製品を選ぶ。</p> <p>エネルギー消費の少ない自動販売機へ更新する。</p> <p>水を使用する機器を購入・更新する際には節水型の製品を選ぶ。</p> <p>公用車の更新時は、エネルギー消費量の少ない自動車を選択する。</p> <p>使い捨て製品の購入を控える。</p> <p>再利用や詰め替え可能な製品（文具、洗剤など）を購入する。</p> <p>部品の交換修理の可能な製品など長期使用が可能な製品を購入する。</p> <p>エコマークなど、環境配慮型製品に認定または登録された製品を購入する。</p> <p>製品を購入する際、包装の簡素化を指示する。</p> <p>両面印刷、裏面コピー、縮小機能を利用する。</p> <p>裏紙の活用を徹底する</p> <p>各種資料の共有化、データベース化で用紙使用量の削減に努める。</p> <p>会議資料は簡素化を図り、ページ数、部数を必要最小限とする。</p> <p>会議資料等の部分修正は、差替えではなく、見え消しや言葉で修正する。</p> <p>事前配布資料は、再配布を自粛する。</p> <p>会議等においては、封筒を使用しない。</p> <p>印刷物の残数把握をして印刷部数を減らす。</p> <p>資料のA4版化など規格の統一化を図る。</p> <p>社内LANを活用、電子メールの使用により、ペーパーレス化を図る。</p> <p>ミスコピー防止のため、コピー使用後は必ずオールクリアボタンを押す。</p> <p>洗面、歯磨き、食器・器具の洗浄や洗濯などをときはこまめに水を止める。</p> <p>利用者に節水への協力を促進するため、水回りに節水啓蒙の表示を行う。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>1. 財やサービスの購入に関する取組</p> <p>2. 財やサービスの使用に関する取組</p>	<p>(1) 用紙類</p> <p>(2) 電気製品</p> <p>(3) 公用車</p> <p>(4) 文具・事務機器等</p> <p>(1) 用紙類</p> <p>(2) 水道使用量</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■点検調査表③（取組の実施状況調査、一部抜粋）



中間市第2次地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和4年3月

中間市環境上下水道部環境保全課

〒809-8501

福岡県中間市中間一丁目1番1号

TEL : 093-246-6265

FAX : 093-244-1317